

会津若松市認可外保育施設等多子世帯利用支援金について

保護者の就労等を事由に認可外保育施設等を利用している、同一世帯に18歳未満の兄弟がいる0～2歳児のお子様の利用料の一部を支援します。



1. 対象

会津若松市に住所があり、かつ①～⑤の要件すべてに該当する方

- ①認可外保育施設、企業主導型保育施設を利用している(市外の施設を含む)
- ②4月1日時点で3歳未満の子ども
- ③同世帯内に4月1日時点で18歳未満の兄弟がいる
- ④市民税課税世帯 ※非課税・生活保護世帯等は国の無償化の対象(別途申請要)
- ⑤就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護・看護等の保育の必要性に該当する

2. 支援内容

認定を受けた子どもが、認定期間内に施設を利用し、その保護者が支払った利用料の一部を支援

対象費用	支援額
食事やおやつ代を含む保育料 ※入園料、教材費、延長保育料、行事費、PTA 会費、絵本代等は対象外	月額上限42,000円 ※令和8年4月1日時点の左記保育料の額を基準とし、月額上限額と比べ低い方の額を支給

3. 必要な手続き

事前に必要な手続き

認可外保育施設等多子世帯利用支援金支給認定申請書に必要事項をご記入のうえ、必要な書類と一緒に市に提出し、事前に保育の必要性の認定が必要になります。

【提出書類】

- ☐認可外保育施設等多子世帯利用支援金支給認定申請書
- ☐保育の必要性を証する書類
- ☐保護者の課税証明書(転入または単身赴任等で保護者の住民票が市外にある場合)
- ☐その他必要書類



請求に必要な手続き

利用料を施設へ支払った後、市へ支援金の請求が必要になります。

※請求方法は別途ご案内します。

保護者が支払うべき利用料を、施設が保護者から徴収しない場合は、施設より請求を受け、施設へ支給します。